

事例番号:300428

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

8:35 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 4 日

6:12 頃- 胎児心拍数陣痛図で反復する高度変動一過性徐脈を認める

6:44 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

6:53 微弱陣痛、吸引分娩補助のためオキシトシン注射液点滴投与開始

6:54-6:55 胎児機能不全のため子宮底圧迫法を併用した吸引術を 2 回
施行、

6:58 胎児心拍数 60 拍/分台

7:16 胎児機能不全、軟産道強靱の診断で帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 4 日

(2) 出生時体重:2989g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 不明、PCO₂ 不明、PO₂ 不明、HCO₃⁻ 不明、BE 不明

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 45 日 頭部 MRI で低酸素・虚血を呈した所見(大脳基底核・視床の信号異常)を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 5 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 胎児は、妊娠 40 週 4 日の分娩第 I 期の終わり頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 40 週 3 日陣痛発来で入院後に分娩監視装置を装着したことは一般的であるが、妊娠 40 週 3 日の 18 時 11 分から 22 時 59 分までの間に胎児心拍数の確認をせずに経過をみたことは一般的ではない。
- (2) 子宮収縮薬の投与(説明・同意、適応、オキシシシ注射液の投与量)について、診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (3) 高度遷延一過性徐脈を認め急速遂娩を要する状況で、子宮収縮薬(オキシシシ注射液)の投与を行ったことは一般的ではない。

- (4) 子宮収縮薬の開始時投与量は基準から逸脱している。
- (5) 胎児心拍数波形レベル 4 の状況で、胎児機能不全と診断し子宮底圧迫法を併用した吸引分娩を選択したことは医学的妥当性がある。
- (6) 吸引分娩の要約を満たしていること（子宮口全開大、既破水、児頭位置 Sp±0cm から+1cm）および吸引分娩の実施方法（総牽引時間 20 分以内、吸引回数 2 回）はいずれも基準内である。
- (7) 吸引を 2 回施行するが娩出に至らず、胎児機能不全、軟産道強靱の診断で帝王切開を決定したことは一般的である。小児科医師立ち会いのもと帝王切開を行ったことは医学的妥当性がある。
- (8) 帝王切開決定から 18 分で児を娩出したことは適確である。
- (9) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生（バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管）は一般的である。
- (2) 高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬（オキシトシン注射液）の使用法（適応、説明と同意の取得、投与方法）については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して使用することが望まれる。
- (2) 分娩中の胎児心拍数および陣痛の観察の方法は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して実施することが望まれる。
- (3) 観察した事項や処置、それらの実施時刻、妊産婦に説明した内容と同意が得られたことについては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は子宮収縮薬使用時の説明や同意、適応および投与量について、また「原因分析に係る質問事項および回答書」によると妊娠 40 週 3 日の 10 時 31 分から 13 時 39 分の間および 13 時 41 分から 17 時 39 分の間ドップラ法で確認したとされる胎児心拍数についての記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置、説明内容等は詳細を記載することが重要

である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。